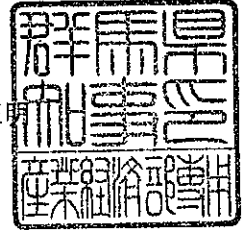


観 第221-3号
平成22年3月12日

日本山岳協会長 様

群馬県知事 大澤 正明
(観光物産課)



谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想されます。よって、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

つきましては、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 登山禁止地区
危険地区全域
- 2 登山禁止期間
平成22年3月19日(金)から平成22年4月30日(金)まで(43日間)
- 3 問い合わせ先
 - (1) 群馬県観光物産課計画推進係
住所：群馬県前橋市大手町1-1-1
電話：027-226-3382
 - (2) 群馬県谷川岳登山指導センター
住所：群馬県利根郡みなかみ町湯楡曾
電話：0278-72-3688 (FAX兼用)
- 4 参考(過去の登山禁止期間)
 - ・平成20年度(昨年度) 平成21年3月23日(月)～5月 1日(金)
 - ・平成19年度(一昨年度) 平成20年3月24日(月)～5月 2日(金)



